

Title	魏書成立期の政局
Sub Title	The political situation of the early years of the Northern Chi (北齊)
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.34, No.3/4 (1962. 3) ,p.51(305)- 68(322)
JaLC DOI	
Abstract	<p>The Eastern Wei (東魏) dynasty was ruled by the military officers of the Hsien-pi (鮮卑) tribe, led by Kao Huan (高歡) who had won a battle at the end of the Northern Wei (北魏) dynasty and supported the puppet emperor of the Wei. When Kao Cho'ng (高澄), son of Kao Huan's, got to rise to a high rank, and made peace with the Liang (梁) after the war, the political situation of the dynasty entered on its new phase. Under the young emperor Kao Cho'ng, advised by Tsui Hsien (崔暹), member of a noble family in Po-ting (博陵), Chinese noblemen were picked out to go on a goodwill mission to the Liang. This mission was rewarded with good fruits. The Hsien-pi tribe wielded much power during Kao Huan's lifetime, while Chinese influence had begun to reassert itself by supporting two brothers, Kao Ch'eng and Kao Yang (高洋). As soon as his sons came into power after Kao Huan's death, Chinese aristocrats took the chance of making their sons succeed to the throne one after another, and at last they succeeded in establishing a new dynasty of Northern Chi (北齊) in A. D. 550. They tried to take the helm of new dynasty, expelling the military officers of the Hsien-pi tribe from the court. As one of the policies of the new government the Wei-shu (魏書) was compiled in 554 by one of these officials named Wai Shou (魏收) under the patronage of emperor Wen-hsuan (文宣帝). The close examination on the circumstances of the formation of the Wei-shu and the construction of the Biographies (魏書列傳) will throw some light on the political situation of the early years of the Northern Chi dynasty.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19620300-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

魏書成立期の政局

尾崎 康

六朝時代の史學は、經學から獨立したところにその大きな特色をもつ⁽¹⁾。そして、政治との關係がすこぶる密接でありながら、内容としては、貴族化し、文藝化する傾向にあつた。修史が、頻繁な王朝の交代にもなつて、君主の大業のひとつとして政治的に尊重され、かつ、門閥貴族の社會が榮えて列傳に家門の關心が深まり、また、そこで、文學のう⁽²⁾えでも大いに尊重されたからである。

それが、北朝では、北人の君主と漢人貴族の史官とのあいだに、さらに特殊な關係を生ぜしめた。崔浩誅死の事件が、一面ではここに考えられようし、北魏一代の修史が十數回におよんだことも、その結果であろう。

魏書の成立は、北齊の天保五年（五五四）である。撰者の魏收は、創設まもない新政府の中書令の任にあり、世に三才のひとつりと稱されていた。しかも、魏書の編纂にあつては、文宣帝の信任が厚く、ひとたび完成するや、その書は世論のはげしい非難をあびた。それは、魏書が、この時代の史學の傾向をもつとも顯著に帯びていたことによる。

したがつて、魏書は、史通以來、あるいはその成立のときから、するどく批判されてきたし、また、いくたの研究を

うながしてもきた。そして、ここに、魏書成立期の政局を検討しようとするのも、そのゆえにほかならない。

二

魏書が成立するまでの経緯、引きつづいてのいわゆる穢史の事件などについては、すでにくわしく論ぜられている⁽³⁾ので、ここでは、後述のために必要なつぎの事實を、おもに北史卷五十六の魏收傳から確認しておきたい。

- 一、魏書撰集の詔勅がくだつた天保二年（五五一）は、新政府成立の翌年、つまり北齊建國の第二年である。
- 二、撰者には魏收が任せられた。魏收は、その禪讓革命の九錫文の起草者で、ときに中書令の任にあつた。
- 三、魏收には、文宣帝から二つの重大な保證が與えられた。

除魏尹。故優以祿力、專在史閣、不知郡事。

初、帝、令羣臣各言志、收曰、「臣、願得直筆。」……帝、敕收曰、「好直筆、我、終不作魏太武誅史官。」と魏收傳にあるように、經濟的保證と直筆の保證とである。

四、天保五年十一月までの三年餘のあいだに、一代の大典全百三十卷を、ほぼ、ひとり魏收が執筆した。魏收が引いた史官は、ほとんど無能であつて、むしろ、左道をもつて進を求めたり、氏族を暗悉していたり、という特技が用いられたものようである。

五、いわゆる穢史の事件の論點は家門のことにあり、その抵抗は生命を賭するまでのものであつた。魏書は、成立と同時に世論のはげしい非難をあび、訴えでたものは百餘人に及んだ。その申したては、

云遺其家世職位、或云其家不見記錄、或云妄有非毀。

というもので、とくにその中心は、盧斐、李庶、王松年の主張にみられるように、諸家の筆頭者や本貫の認定の問題である。

六、これらのはげしい抗議にたいして、文宣帝は、あくまでも魏收を庇護しつづけた。文宣帝は、盧斐、李庶らには直接に應對し、そのはげしい誹謗をおさえて、ついに甲坊に送り、獄死せしめるほどであった。

七、改訂は、文宣帝の在世中には行われず、その死後、孝昭帝、あるいは武成帝の命令で行われた。文宣帝の彈壓的な處置には、さすがに世論も沸騰し、魏書を穢史と呼んだ。ために、その施行はとりやめられたが、内容に手をつけるにはいたらなかつた。それが、文宣帝の死去とその擁立者の楊愔らの誅滅とによつて、政權が孝昭帝、武成帝の一派に移行して、改訂となり、魏收もそれに従うのである。

八、この改訂の内容が、單に盧、李、王氏らの主張を容れただけでなく、崔綽、楊播などにも及んでいることである。

盧斐は、引きあい博陵の崔綽の傳をだしたが、盧同傳が獨立するかわりに、崔綽傳はとりけされて、子の鑿の傳に含まれることになつた。

このような経過から、文宣帝の確固たる魏收擁護の態度、いかえれば、楊愔、魏改ら文宣帝を擁立する漢人官僚との強力な關係と、魏書にたいする論議の焦點が、個人とその屬する家門とにあること、すなわち、魏書のもつ政治性と貴族性がうかがわれよう、後者については、つぎに列傳の形式を検討することによつて、さらに明瞭に看取されるであらう。

三

成立の経緯について注目したいのは、魏書列傳の形式とその家譜の要素である。魏書列傳の形式は、すでに趙翼などが指摘していることであるが、すこぶる特色をもつてゐる。そして、そこにもつとも顯著にみられるものが、家譜としての要素である。

まず、その卷數の多いことである。九十二卷というのは、六朝以前の正史では、史記の世家、晉書の載記などを考慮しても、異例であらう。

ついで、この列傳は、百七十一家以上もの家譜を収めていることである。魏書目錄からは、儒林、文苑などの特別な傳を除いて、二百十一氏が數えられる。そのうち、あきらかに同族であつて傳が分散しているのは、八氏、二十三人にすぎない。ほかに、八氏、十六人の同郷同姓があるから、かりにこれを一族とみても、魏書には、すくなくとも百七十一氏の傳があることになる。それは、原則的には、一家一傳ということであらう。

それにもまして、一傳の収録人員の多いことは、魏書の傳統を受けつぎ、さらに長期にわたる南北史を除いて、類例のない形式というべきである。たとえば、卷五十六の滎陽の鄭羲の傳のごときは、七十二人にも達する。鄭羲の事蹟を中心に述べながら、魏代を通じての一門の名を網羅しようとするからである。したがつて、一傳は、漢人の場合、ほぼ、前後七、八世にわたつて、平均して十二・七人に及ぶ。

このように、魏書の列傳は、功臣の政治的事蹟を記録して、本紀と密接な關係をもつものから、それと同時に、とくに家門、および個人の逸話をつとめて拾い、かつ、政治的業績と無關係に一門の人名と官名とを羅列して、一面におい

て、家譜として、本紀からの独立的要素を濃くするのである。

この魏書列傳の家譜の要素については、魏收みずから、楊愔の問にたいして、

往因中原喪亂、人士譜牒、遺逸略盡。是以具書其技派。(北史魏收傳)

と、その事實と意圖のあるところを表明している。

四

さて、魏書成立のさいの論議は、その論點を檢討してみると、實は、このような列傳の家譜としての問題にかかるようである。

盧斐は、父の盧同の傳を卷四十七盧玄傳から獨立させよ、と要求した⁽⁶⁾。魏收がこれを吞もうとしなかつたのは、盧同の事蹟が、一家について二傳をつくらぬという魏書列傳の編纂方針をくずしてまで、獨立させるに値するものとは認められなかつたからであらう。

李庶や王松年の訴えは、その本貫の認定を求めたものである。

王松年は、その高祖の王慧龍傳について、太原王氏の直系たるを唱えたが、魏改は、これを自稱にすぎないと退けた⁽⁷⁾。

また、李庶は、その本貫を、梁國蒙縣、と書かれたのが不服であつた。李氏は、南宋のころ蒙に居住し、五世紀のなかばに北魏に徙つて、文成帝に皇后をだし、頓丘公に封ぜられた。しかし、魏收は、北魏、北齊にあるために主張する頓丘李氏⁽⁸⁾を、成立して百年の新興のものとして認めようとしないのである。

このような問題、とくに本貫の問題は、王、李の兩氏に限らない。魏收が辨明したように、中原の争亂を逃れて移住

したものがあいつぎ、本貫の地と現住地が混亂したから、魏收がこれをみずからの見解で整理しようとしたことは、列傳の隨所にみられる。これらの諸例を比較してみると、いろいろに矛盾した場合があつて、一定の規準は認められず、魏收の本貫の概念を規定することは、なお不能であるが、一應の傾向は、つぎの勃海高氏をめぐる數例にうかがわれよう。

①高湖、字大淵、渤海蓀人也。漢太傅裒之後。(卷三十二)

②高允、字伯恭、勃海人也。祖泰、在叔父湖傳。……(神龜)四年、與盧玄等、俱被徵拜中書博士、遷侍郎。(卷四十八)

③高祐、字子集、小名次奴、勃海人也。……司空允從祖弟也。(卷五十八)

④高崇、字積善、勃海蓀人、四世祖撫、晉永嘉中、與兄顧、避難奔於高麗、父潛、顯祖初歸國。(卷七十七)

とあるのは、いずれも同族であつて、それぞれ、北魏創業期、盛期、末期の代表的な功臣として、それに、太武帝神龜四年(四三一)の中書博士任用の四氏の一として、特に獨立しているのは、一家一傳の原則の明らかな例外である。このうち、高湖傳に北齊王室が附會されていることは、周知のとおりである。

この高崇は、僑居して舊地に戻っているが、

⑤高聰、字僧智、本渤海蓀人。曾祖軌、隨慕容德、徙青州、因居北海之劇縣。父法昂、劉駿車騎將軍王玄謨甥也。少隨玄謨。……(聰)徙入平城、與蔣少遊、爲雲中兵戶、窘困無所不至。族祖允、視之若孫、大加調給。(卷六十八)

のように、おなじく一族ながら、移徙したために本貫をとりけされたものもいる。また

⑥高道愔、字文欣、遼東新昌人也。……父玄起、武邑太守、遂居勃海蓀縣。

⑦高肇、字首文、文昭皇太后之兄也。自云、本勃海蓊人、五世祖顧、晉永嘉中、避亂入高麗、父颺、字法修、高祖初
……入國。(卷八十三外戚下)

とある二人については、勃海高氏にあらずして、争亂に乗じてそれを自稱することを固く拒まれ、しかも、そのことを明示された例である。

一方、北人の場合は明確である。北魏に歸順した異民族の王室を除くと、すべて代人なのである。これは、洛陽遷都に伴つて、孝文帝が、代人の南遷したものを河南洛陽人としたことを、個々の場合には採用していないことでもある。漢人の門地と明瞭に區別したものであろう。これらのことは、卷百十三の官氏志が、北人の姓族にかぎつて明瞭に分定していることとあわせて、記憶さるべきである。

このことに關連して、孝文帝の姓族分明に對する魏收の異論に注目しておきたい。その四姓についていえば、太原王氏の不信もそうであるし、滎陽鄭氏もさして重んじていないようである。また、河東薛氏を否定していること(31)も、魏收の本籍地尊重の立場が、孝文帝のそれよりも、もうひとつ嚴格というべきであらう。

このように、魏收の基本的態度は、特定の門地の尊重のためには、かなり嚴格である。そして、一家一傳の原則の例外的ようなその目的のための偏向が強くみられることは、李庶が頓丘の地望を獲得するために、生命を代償としなければならなかつた當時において、魏收の態度として、きわめて重要な問題を含んでいと理解されよう。盧斐は、博陵の崔綽を引きあいに出しているし、王松年の主張にたいしては、のちに弘農の楊愔の祖先が相殺された。一家で數傳をもつものは、高氏のほかに、清河崔、博陵崔、趙郡李、廣平宋の諸氏であり、改定の結果、范陽盧、頓丘李の兩氏が加えられたことも、同様に指摘される。

これらの點については、古來、魏收が愛憎をもつて褒貶をなした、と評されているところである。たしかに、魏收には、たとえば、ともに三才と稱せられた温子昇と邢邵、そして年事は魏收に長ずるといふ世評のこの二人について、その祖先を感情的に不當に扱つて⁽¹³⁾いるらしい場合がある。しかし、論争を呼んだ愛憎は、感情的というより政治的なもので、佳傳をつくつたといつて非難されたものは、魏收と親しかつたのはもとより、ともに文宣帝擁立の中心的存在であつた。

魏書が一部の漢人から誹謗されたのも、このような家譜の整理が北人ほどの確に行われにくく、かつ、魏收が、それのある意圖をもつて強行したからにほかならない。

五

北魏の滅亡は、正光四年(五二三)の沃野鎮の破六韓拔陵をはじめとする北方六鎮の鮮卑系の軍人の反亂によるが、それが北朝の漢化、すなわち貴族化への反抗であつたことは、すでに説かれてきたごとくである。このなかから爾朱榮が勢力を握り、その配下の高歡がかれに代つて東魏を支配したので、東魏(五三四―五五〇)では、北人、とくに武官の勢力が優位を占めた。⁽¹⁴⁾

すなわち、高歡に協力したのは、斛律金、庫狄干、婁昭、段榮ら北人武將と、高乾、昂兄弟ら漢人豪族であつた。中興元年(五三一)十月、後廢帝を擁立して、みずからは侍中、丞相、都督中外諸軍事、大將軍、錄尚書事、大行臺になると、高乾を侍中、司空に、高昂を驃騎大將軍に、孫騰と魏蘭根を左右僕射にしている。また爾朱兆、爾朱世隆らと對して優位にたち、翌年四月、あらたに孝武帝をたてて、大丞相、天柱大將軍、太師に進むと、世子の高澄に驃騎大將軍

から侍中、開府儀同三司を加え、爾朱世隆のために南岐州に遠ざけられていた司馬子如を招いて、大行臺尙書とし、左右に朝夕して軍國を參知せしめ、さらに、南陽王寶炬をしりぞけてその鎮兵と罵る高隆之を、驃騎大將軍とした。高歡の地歩は、ここに固められたのであり、あけて永熙二年（五三三）、爾朱兆を殺し、翌年、孝武帝を宇文泰の長安に追つて、孝靜帝をたて、東魏の實權者となつたのである。

兩魏は絶えず兵を出して抗戦したから、これら高歡の勳臣の横暴がはなはだしく、とくに、高岳、高隆之、司馬子如、孫騰は四貴と稱せられて、その中心であつた。高歡は、この統禦にあつて、一方で漢人豪族の力を利用すべく、漢人たるを自稱し、漢人に保護もあたえたが、北人の非法專恣を默視せざるをえず、孫騰のごときは、しばしば譴責されて、ついに改めなかつたという。したがつて、杜弼らが、その淨化を唱え、勳貴の彈劾を提案しても、高歡はこれをたしなめ、

我、若急作法網、不相饒借、恐督將盡投黑纒、士子悉奔蕭衍。則人物流散、何以爲國。（北齊書卷二十四 杜弼傳）

と辯じたのは、周知のとおりである。

高歡は、高乾、あるいは陽休之、杜弼ら漢人のすすめはあつたものの、孝靜帝の禪を受けるような事態にはなお遠かつた。すなわち、高歡のもとにあつては、このような魏書の成立する情勢は期待できない。それは、しかしこのあいだに、高歡の世子の澄の側に展開されてくるのである。そして、南北朝通好の開始、崔暹の高澄補佐、高慎の叛の三つの事件が、これを大いにうながすことになつたとみられる。

六

高澄は、すでに孝靜帝の妹の馮翊長公主に尙していたが、天平元年（五三四）、年十四にして大行臺、并州刺史とな

り、さらに望んで尙書令として、朝政に關與することになった。また、領軍、左右京畿大都督を加えられ、軍國の籌策はみなこれに預つて

時人、雖聞器識、猶以少年、期之、而機略嚴命、事無凝滯。於是、朝野振肅。(北齊書卷三文襄紀 北史卷六) という。この少年を補佐し、絶對的な信任をえたのは、并州の別駕として認められていた博陵の崔暹であつた。

天平三年(五三六)秋、梁が大舉して攻めきたり、東魏も侯景らが應戰して、十二月、兩國に講和が成立した。そして翌年六月、頓丘の李諧を正使とし、范陽の盧元明、上黨の李業興を副使とした東魏の使節が、建康を訪うた。

一行の應待は流るるがごとく、梁の武帝をも驚嘆せしめたが、以來、南北は好みを通じ、俊乂をもつてあいほこり、命を衞み客に接するには必ず一時の選を盡くし、才地のないものはこれに預れない。したがつて、漢人貴族の子弟は、梁の使節が鄴に來ると、盛飾してあつまり、禮贈優渥に館門は市をなした。そして、これにもつとも深い關心を示し、東魏が一言、勝を制することに手を打つて喜んだのが、所管の大臣たる若い高澄であつた。⁽¹⁵⁾ そこで、高澄は、翌元象元年(五三八)、吏部尙書に進むとともに、通好使のための施策を構じた。北齊書卷三文襄紀に、

文襄、乃釐改前式、銓擢唯在得人。又沙汰尙書郎、妙選人地、以充之。至於才名之士、咸被薦擢、假有未居顯位者、皆致之門下、以爲賓客。每山園游燕、必見召攜、執射賦詩、又盡其長、以爲娛適。

とあるのがそれである。北魏孝文帝代の崔亮の年勞の制を發し、ひろく漢人貴族を登用して、洗鍊された使節の養成をはかるものである。この急務のために、年勞の制、すなわち停年格を廢止し、官位を問わないのは、東魏の政情をも

がたるが、ここに貴族制の再編成が要求されてきたことには、うたがいの余地がない。

このように梁への通好使を端緒として、漢人貴族の活躍の分野が生まれ、その門地が公認され、南朝貴族制の積極的な模倣が行われるのである。この新たな動きは、高澄を中心とする支流であつたが、一方で北人の武將は、西魏、柔然との抗争に多忙となつて、内治と對南朝策とに意を用いるいとまがなかつた。その南朝との外交の成功は、漢人の地位を昂め、漢人の内政面への進出をうながすとともに、東魏の方向を示しはじめたといえよう。

魏收は、さきに主簿にあげられながら、高歡に疎んぜられて、高澄に接近していた。そして、興和元年（五四〇）、北海の王昕とともに梁に使し、親しく南朝の社會制度をみてかえつた。崔暹の推薦により、高澄から國史を修めるよう命ぜられたのは、その歸國の直後のことである。魏書の構想は、具體的にこのときから練られたといふべく、混亂した家系の整備の必要性についても、決意するところがあつたと思われる。武定二年（五四四）、魏收は、中書侍郎を兼ね、ふたたび修史の命を受けた。

高澄を中心として、漢人がこのように進出する反面、高歡配下の北人武將は、梁を邀撃したあと、引きつづいて、天平四年七月以來熾烈となつた西魏との對戦に、總力をあげていた。九月には柔然が西魏に連合し、ついに十月、東魏は、沙苑の役に大敗し、翌元象元年八月には邙山に戦つて、高昂、竇泰という名將を失つた。國內の秩序も亂れ、とくに司馬子如らが、朝政を委ねられて專恣驕貪を極めたから、高歡もついにその權勢をそぐよう考慮せざるをえなくなつた。すなわち、高澄を大將軍とし、中書監を領せしめて、門下の機事をここに移すのである。その指示を受けた崔暹、宋遊道は、高澄の絶對的な信任と漢人抬頭の情勢を背景に、權豪を糾弾して、すこしも縱捨するところがなかつた。尙書

令司馬子如、尙書元羨、雍州刺史慕容獻ら、また太師咸陽王担、并州刺史可朱渾道元らの不正を彈劾する罪狀は筆を極め、高澄もまた、これらにたいして嚴格な處分をくださった。

高歡は、當惑して行過ぎをたしなめたものの、高澄の支援する彈劾にたいしては、もはや自身の支持者を無條件には庇えない状況にある。そして、鄴の諸貴に書して

崔暹、昔事家弟（趙彥公琛）、爲定州長史。後吾兒（高澄）開府諮議、及遷左丞史部郎。吾未知其能也。始居憲臺、乃爾糾劾咸陽王、司馬令。並是吾對門布衣之舊尊貴、親昵無過。二人同時得罪、吾不能救。諸君慎之。

（北齊書卷三十三
北史卷三十三

崔暹傳

といい、のちに崔暹には、その手を握つて勞をねぎらいながら、

往前、朝廷豈無法官、而天下貪婪、莫肯糾劾。中尉、盡心爲國、不避豪強、遂使遠邇肅清、羣公奉法、衝鋒陷陣、大有其人。當官正色、今始見之。

といつて良馬を與え、また、孝靜帝は崔暹の行爲を稱賛して、高歡に酒を勧めしめている。崔暹は、帝に謝しつつ、高澄の勸奨の力の大きいことを述べて、いよいよその信任をたかめ、また、常に國を憂えること家のごとく、軍國の大事を論じたから、その威名を盛んにして、内外に畏服されざるなしという。

高澄、崔暹のこの強硬な態度は、高歡にとつてはすくなくならず誤算であつたし、功臣からはげしい憤懣をかつたが、すでにこれを抑壓できない事態にいたつていたものである。

崔暹がこの舉にでられたのには、勃海高氏の兄弟があいついで倒れていたこともあずかつている。高氏は、高歡がそ

の一族になりすましたように、高歡を支持した漢人の代表的存在で、この兄弟だけが漢人として高い官位を保持していたからである。

高乾は、さきに永熙二年（五三三）、高歡に受禪をすすめたあと、孝武帝の怒りに觸れて、死を賜わつた。このとき、昂、慎の兄弟は危く逃れたが、いま邙山に昂も戦死した。ここに、北人と漢人は、高歡の側と高澄の側とに、明確に對立する局面を生じたのである。

残された高慎は、高歡に歸して御史中尉となつたが、その妹を娶つてこれを棄ててから、崔暹と不仲であつた。しかも、御史の選用にあたつてその親戚、郷閭を多くあげたことが、高澄や崔暹の異論を呼び、不公平として改選させられたので、ついに東魏での立場を失つたのである。出でて北豫州の刺史となつて機會をうかがいつつ、武定元年（五四三）二月、虎牢に據つて叛き、西魏に投じた。宇文泰はただちに高慎に應じて兵をおこし、高歡はこれをむかえうつて、ふたたび邙山などに戦つた。

この事件は、高歡にとつても、さすがに衝撃であつた。禍が督將に及ぶのをおそれて、崔暹を處斷しようとしたが、高澄が庇護するために、陳元康のとりなしを容れるほかなかつた。

高歡の治下において、北人中心主義に變動はなかつたが、以上に述べた三つの事件を基盤として、漢人の勢力が、世子の高澄と結びついて進出したことが理解できる。このあいだに、次子の高洋は、表面にはあらわれなかつたが、同様に漢人、とくに崔季舒を通じて、まったく立場をおなじくしていたのである。

六

武定五年(五四七)正月、高歡が死んで、高澄が丞相になると、東魏の支配勢力には、當然の變動がおこるのである。まず、侯景が叛いて西魏に歸した。侯景はかねて、

王(高歡)無、吾、不能與鮮卑小兒共事。(北齊書卷二 神武紀)
北史卷六

と公言していたが、その時期が早くも到來したのである。しかし、この外叛は、單に若い高澄を輕んじたのではなくて、前節に述べたような情勢によるものである。鮮卑小兒というのも、漢人の勢力に據つてたつ高澄を、ことさらに皮肉つたのである。

高澄も、北人の支持力の重大性に氣づいて、崔暹を殺して諸將に謝せんとしたほどである。したがつて、この年五月丙辰の移動では、引きつづいて高歡以來の北人の功臣が、三師、二太、三公、錄尙書事、尙書令、中書監、左右僕射の高官を占めている。

すなわち、崔暹、崔季舒、陳元康ら漢人は、なお側近としての存在であつた。これが、支配階級の地位を獲得するために、禪讓革命を強行させることになる。⁽¹⁶⁾高歡が念願しつつも果せなかつたこの大業は、むしろ支配力は弱體化しているながら、二勢力の抗爭の手段として實現されるのである。

武定七年(五四九)八月、崔暹、楊愔、陳元康、崔季舒は、晉陽において、魏の禪を高澄に譲らせようと謀議した。これは、まぎわに高澄が不慮の死をとげて失敗した。しかし、計畫は坐折せず、次第の齋王の高洋が積極的に擁立された。その部下の徐之才、宋景業、高德政らが中心となり、翌武定八年五月戊午を期して、革命あらんことを執拗に勧め、

鄴の北人官僚の反對をおしきつて、楊愔、邢邵らがすすんで禪讓の儀注を議し、政權は、名實ともに東魏から高氏の北齊に授受された。こうして北齊の帝位についた高洋こそ、魏書の編纂にあたつて魏收を庇いつづけた顯祖文宣帝にほかならない。ときに、文宣帝は二十二才であつた。魏收も、九錫、禪讓、勸進の諸文を書いて協力している。

新王朝の創設に成功して、漢人は官界の第一線に進出し、ほぼ内政を掌握する。史部尙書の楊愔は、とくに文宣帝の信任があつく、あるいは尙書右僕射として、朝政を委ねられた。これを助けたのが、中書監邢邵、中書令杜弼、侍中高德政、崔懷、徐之才らに、まもなく中書令となつた魏收であつた。

ただちに、新王朝の機構の整備が急がれる。まず、諸王の封爵、百官の封祿が制定された。法令も、新しい麟趾格に改訂されるとともに、恒久的な北齊律、北齊令の編纂に着手している。この一連の動向に注目されることは、天下を平定して百代の典式を整えようとする意欲である。

北齊天保年間（五五〇—五五九）は、文宣帝の暴虐にもかかわらず、内外は清謐に、朝野は安定し、みなそのところをえて物議もおこらなかつたと、楊愔の政治がたたえられている。⁽¹⁷⁾ 對外的にも、文宣帝みずから軍を卒いて轉戦し、發展をみせた。梁は、侯景の亂に、武帝を失つて崩潰の危機に直面していたので、これに乘じ、ほぼ淮南の地を収めた。西魏とは、一進一退はあつたが、戦力ははるかにまさり、東魏時代の失地を回復して、河南は洛陽から河北は平陽の線に進んでいる。さらに、契丹、突厥、柔然、山胡などの諸民族の攻撃も行われた。

北齊初期の官僚構成の特徴は、このような情勢を反映して、文武の諸官が漢人と北人とに、かなり明確に分擔されていることである。そして、この對外發展が、漢人官僚の進出をうながし、南北朝の統一の野望を抱かせるとともに、東魏以來の北人勳臣の後退となるのである。⁽¹⁹⁾ 杜弼、高德政が、國を治めるには、よろしく漢人を用いて鮮卑を除くように

と、強く進言するあまり、ついに文宣帝の怒りをつつた²⁰というのも、その官界掌握への積極性をうらがきするものである。齊周政局は、一般的には、たしかに北人が優勢であつたが、この北齊天保年間にかぎつて、特殊な情勢が展開されたといふべきである。

魏書の成立は、實にこの時代にある。その編纂事業も、おなじ目的のために、政治的な意圖のもとに行われたものであろう。そこには、新王朝の政治體制を確立すべく、その支配階級の整備、とくに南朝を無視できないとすると、貴族制の再編成という考慮がなされたと推察されるものがある。それが列傳の構成にみられる傾向で、楊愔を通じた文宣帝の政治方針と考えられる。

七

創設期の北齊朝の政權は、ひとまず漢人官僚の手中に歸したが、それは禪讓革命によつて獲得したものであり、その基盤は文宣帝を擁立することで支えられただけの脆弱なものであつた。そのために、政策は、魏書が内外からはげしく非難されたように、性急になり、文宣帝の暴虐に高德政、王昕らが觸れることにもなる。そして、天保十年、文宣帝が暴死して、その庇護を失うと、高演、すなわち孝昭帝の反革命に、もろくも潰えるのである。

孝昭帝は、兩勢力のうえに立とうとしたが、楊愔は誅せられ、魏書は改訂を命ぜられた。孝昭帝が急逝したのは、北齊政局は混亂の極に達し、恩倖が跋扈した。

魏收は、むろんこれを拒むすべもなく、武平三年(五七二)の病歿まで、名譽職に甘んずるのみであつた。すなわち、魏收の魏書は、北齊天保年間に編まれたことで、そのあらゆる特色が理由づけられよう。

魏書列傳の特殊な構成も、その家譜の要素も、あるいは楊愔、高德政、徐子才らこの期の中心的存在の漢人官僚の家門の潤色も、むしろ當然なのである。この書は、この期において成立しなかつたであろう、と結論するゆえんである。

註

- (1) 岡崎文夫・支那史學思想の發達（岩波講座東洋思潮・一九三六年）。
- (2) 宮川尚志・六朝時代の史學（東洋史研究・五一六・一九四〇年）。
- (3) 内田吟風・魏書の成立に就いて（東洋史研究・二一七・一九三七年）など。
- (4) 趙翼・陔餘叢考卷七・魏書燕元處。
- (5) 一家一傳とすれば、ここに指摘する一卷内、または一傳内の構成のほかに、列傳全卷の構成が重要な意味を含むが、この問題については稿を改めよう。
- (6) 臣父、仕魏、位至儀同、功業顯著、名聞天下。與收無親、遂不立傳。博陵崔綽、位至本郡功曹、更無事迹。是收外親、乃爲首傳。（北史魏收傳）
- (7) 魏書卷三十八王慧龍傳、北史魏收傳。
- (8) 魏書卷十三后妃文成元皇后李氏傳、卷六十五李平傳、卷六十六李崇傳、卷八十三外戚上李峻傳、北史卷四十三李崇傳附李庶傳。
- (9) 魏書卷四太武帝紀上、周一良・魏收的史學（燕京學報・一八・一九三五年）一三六頁。
ほかに范陽の盧玄、趙郡の李靈、博陵の崔綽で、北齊初期には、この盧、高、李、崔の四氏が四姓に相當する存在であつたようである。
- (10) 外戚傳は缺けて、北史などから補われているが、この部分は魏書の原文どおりであると考えられる。
- (11) 卷三十安同、宿石、閻大肥、車位洛の各傳。なお、わずかに例外もあるが、これらが魏書の補綴の資料にもなるう。
- (12) 魏書卷七孝武帝紀下太和十九年六月。
薛辯、字允白、其先自蜀徙於河東之汾陰、因家焉。（魏書卷四十二）
- (13) これに、資治通鑑卷百四十齊明帝紀建武三年（北魏太和二十年）、守屋美都雄・六朝門閥の一研究—太原王氏系譜考—（一九五

一年・日本出版協同株式會社)五六頁を参照。

(13) 卷八十八文苑溫子昇傳、卷六十五邢巒傳附邢顯傳。

(14) 内田吟風・北朝政局に於ける鮮卑、匈奴等諸北族系貴族の地位・四・齊周政局に於ける北族の優勢(東洋史研究・一―三・一九三六年、匈奴史研究所收)。

(15) 北史卷四十三李崇傳附李諧傳。

(16) 宮川尚志・禪讓による王朝革命の研究・第十節・東魏の孝靜帝↓北齊の文宣帝(高洋)の場合(六朝史研究・一九五六年・日本學術振興會)。

(17) 顏之推・顏氏家訓・慕賢篇第六。

(18) たとえば、李延壽は、北史卷七齊本紀中の孝昭帝紀に、孝昭帝は實に兼併の志を抱いていた、という。當時の狀勢は、この世紀のうちに隋がなしとげたように、その可能性をもつていたであろう。

(19) 武定五年正月 高歡、死去。侯景、西魏に奔り、三日、梁に降る。

五月 大司馬尉景、死去。

六年四月 太保孫騰、死去。

九月 武公婁昭、死去。

七年四月 尙書左僕射慕容紹宗、戰死。

天保二年二月 太尉彭樂、誅死。

三月 司空司馬子如、免官。五年死去。

四月六月 太宰庫狄干、死去。

五年八月 太保、錄尙書事高隆之、誅死。

六年十一月 太保高岳、誅死。

(20) 顯祖、嘗問弼云「治國當用何人。」對曰「鮮卑車馬客、會須用中國人。」顯祖以爲「此言譏我。」(北齊書 杜弼傳) 德政死後、顯祖、謂群臣曰「高德政常言『宣用漢人、除鮮卑。』此卽合死。」(北齊書卷三十一高德政傳)